



日本学生支援機構について (令和7事業年度業務実績等)

令和8年9月

目次

■ 本機構の概要

・ 設立経緯と目的	-----	2
・ 業務の概要	-----	3
・ 奨学金の種類	-----	4
・ 奨学金事業の政策的位置付け	-----	5

■ 奨学金の現状・概況

・ 奨学金の貸与状況	-----	7
・ 給付奨学金の給付実績	-----	8
・ 貸与奨学金の貸与実績	-----	9
・ 貸与奨学金の推移	-----	10
・ 第一種奨学金の資金調達・貸与・返還及び利率	-----	11
・ 第二種奨学金の資金調達・貸与・返還及び利率	-----	12
・ 貸与奨学金の業務に係る国からの財源措置	-----	13

■ 返還金の回収状況・取り組み

・ 返還金の回収状況	-----	15
・ 貸付債権の状況	-----	16
・ リスク管理債権等の状況	-----	17
・ 奨学金の返還に関する各種制度	-----	18
・ 奨学金の利用にあたっての情報提供	-----	19
・ 企業等の奨学金返還支援(代理返還)への対応	-----	20

■ 日本学生支援債券の概要

・ 社会的役割・信用力及び商品性	-----	22
・ ソーシャルファイナンス・フレームワーク(概要)	-----	23
・ ソーシャルボンドとして発行する目的及び特徴	-----	24
・ 日本学生支援債券への投資表明件数推移	-----	25
・ 発行予定及び発行実績	-----	26

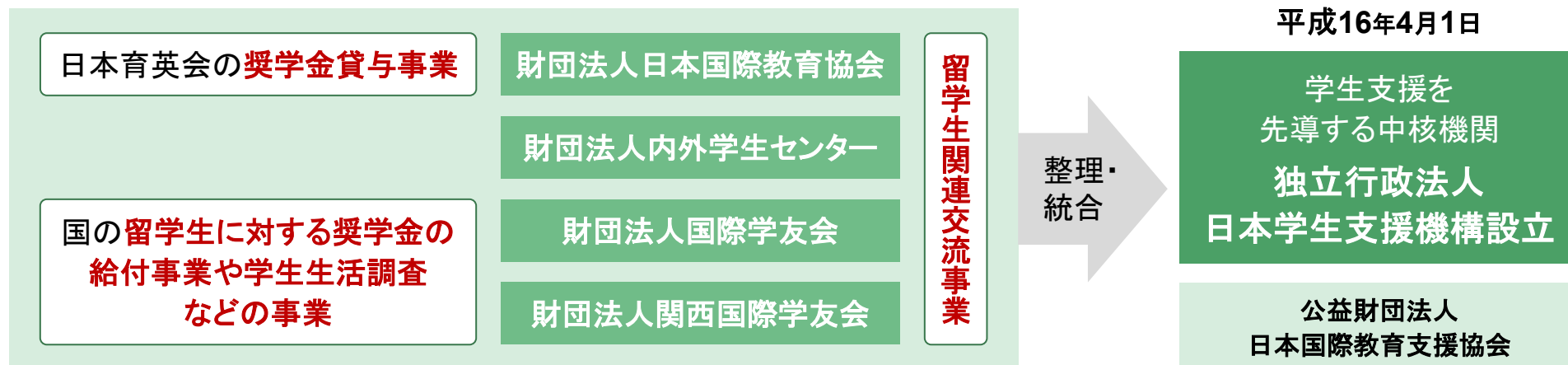
■ 参考資料

・ 機関保証制度	-----	28
・ 令和7年度決算概要	-----	29

本機構の概要

設立経緯と目的

設立の経緯



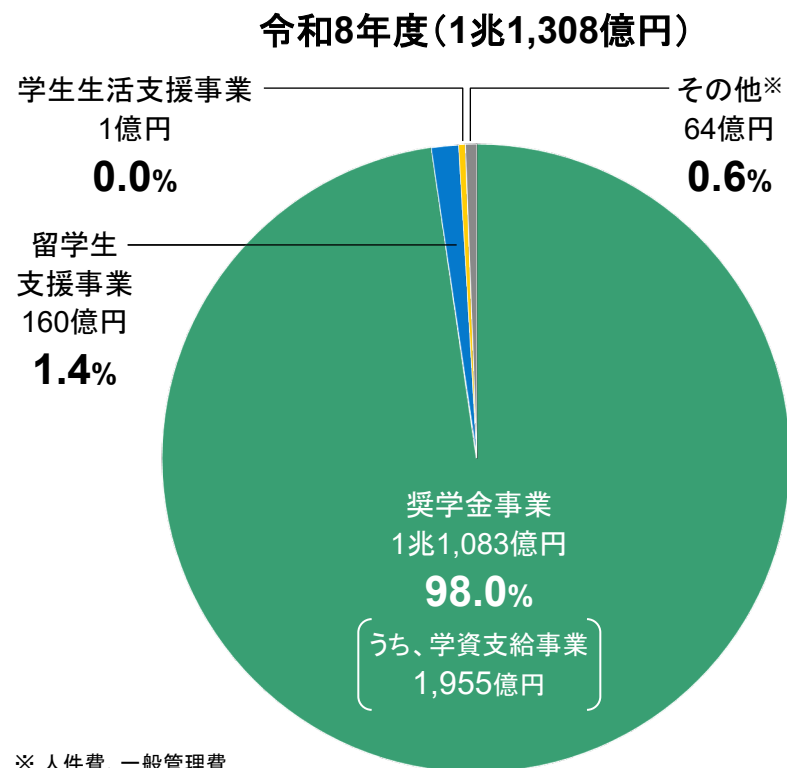
目的

- 教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生の修学の援助
 - 大学等が学生に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援
 - 留学生交流の推進を図るための事業
- } を通じ

我が国の大学等において学ぶ学生に対する適切な修学の環境を整備し、
もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、
国際相互理解の増進に寄与すること
(独立行政法人日本学生支援機構法第3条)

業務の概要(令和8年度予算)

奨学金事業 (1兆1,083億円)	憲法、教育基本法に定める「教育の機会均等」の理念のもと、経済的理由で修学が困難な優れた学生に学資の貸与及び給付を行っています。
留学生支援事業 (160億円)	グローバル化が進展する中、留学生交流を一層推進するため、外国人留学生の受入れ・日本人留学生の派遣の両面から、奨学金の支給、情報提供等の支援事業を行っています。
学生生活支援事業 (1億円)	キャリア教育・就職支援や障害のある学生への支援など、政策上特に重要性が高いものについて、好事例の収集・提供、調査、研修等を通じ、大学等の取組を支援しています。

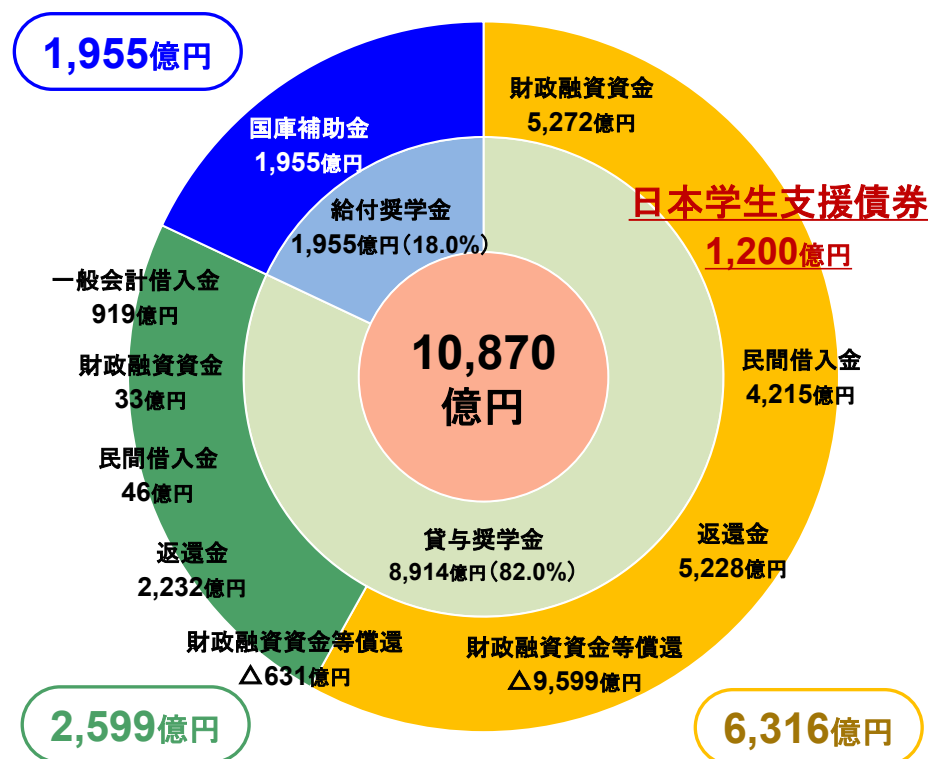


奨学金の種類

- 奨学金には、「**給付奨学金**」と「**貸与奨学金**」があり、貸与奨学金には「**第一種奨学金**」と「**第二種奨学金**」があります。
→ 奨学金の対象者は、大学、短大、大学院、高等専門学校、専修学校(専門課程)に在学する学生です。

令和8年度 奨学金事業に係る財源内訳(予算)

給付奨学金	意欲と能力のある若者が経済的理由により進学を断念することがないように、給付奨学金を交付することにより、大学等への進学を後押しすることを目的とした、原則として 返還義務のない奨学金 です。
貸与奨学金 第一種奨学金	昭和18年度にスタートした制度で、無利息で貸与を行う奨学金 です。 特に優れた学生で、経済的理由により著しく修学が困難な者に貸与しています。
貸与奨学金 第二種奨学金	昭和59年度にスタートした制度で、利息を付して貸与を行う奨学金 です。 第一種奨学金よりも緩やかな基準によって選考された者に貸与しています。



日本国憲法及び教育基本法

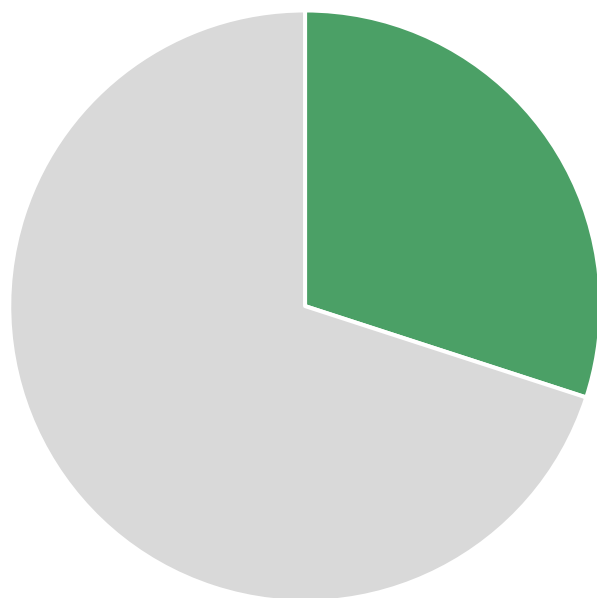
日本国憲法第26条で定める

教育を受ける権利

教育基本法第4条で定める

教育の機会均等

奨学金の現状・概況



貸与割合

30.0%

3.3人に1人

- 令和7年度の我が国の高等教育機関で学ぶ**学生358万人のうち、107万人がJASSOの貸与奨学金を利用**しており、その割合は **30.0%**になります。
- **3.3人に1人**の学生がJASSOの貸与奨学金を利用していることになります。
- JASSOが発足した平成16年度の貸与割合は22.8%でしたが、令和7年度には30.0%に達し、**約1.3倍に拡大**しています。

給付奨学金の給付実績

- 令和7年度の給付実績は**44万人、1,591億円**です。
- 平成29年度の制度創設以降、令和7年度までに**延べ212万人、累計9,024億円**を支給しました。
- 給付奨学金の適格性は、貸与奨学金より厳格な基準により審査され、給付奨学金継続の可否等を決定しています。

令和3年度～令和7年度における奨学金の給付状況(実績)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
給付人員(人)	321,833	337,389	341,813	350,628	436,661
給付金額(億円)	1,437	1,507	1,528	1,500	1,591

- 令和7年度の貸与人員の実績は、**107万人**です。そのうち、第一種奨学金が**44万人**、第二種奨学金が**63万人**です。
- 令和7年度の貸与額の実績は、**8,004億円**です。そのうち、第一種奨学金が**2,328億円**、第二種奨学金が**5,677億円**です。

令和3年度～令和7年度における奨学金の貸与状況(実績)

(単位:人)

区分【人員】	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
第一種奨学金	473,376	467,062	462,452	464,664	439,827
第二種奨学金	685,525	664,782	644,278	622,517	633,402
計	1,158,901	1,131,844	1,106,730	1,087,181	1,073,229

(単位:億円)

区分【金額】	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
第一種奨学金	2,781	2,723	2,693	2,676	2,328
第二種奨学金	5,883	5,754	5,636	5,562	5,677
計	8,664	8,477	8,329	8,238	8,004

※第一種奨学金については、授業料後払い制度を含みます。

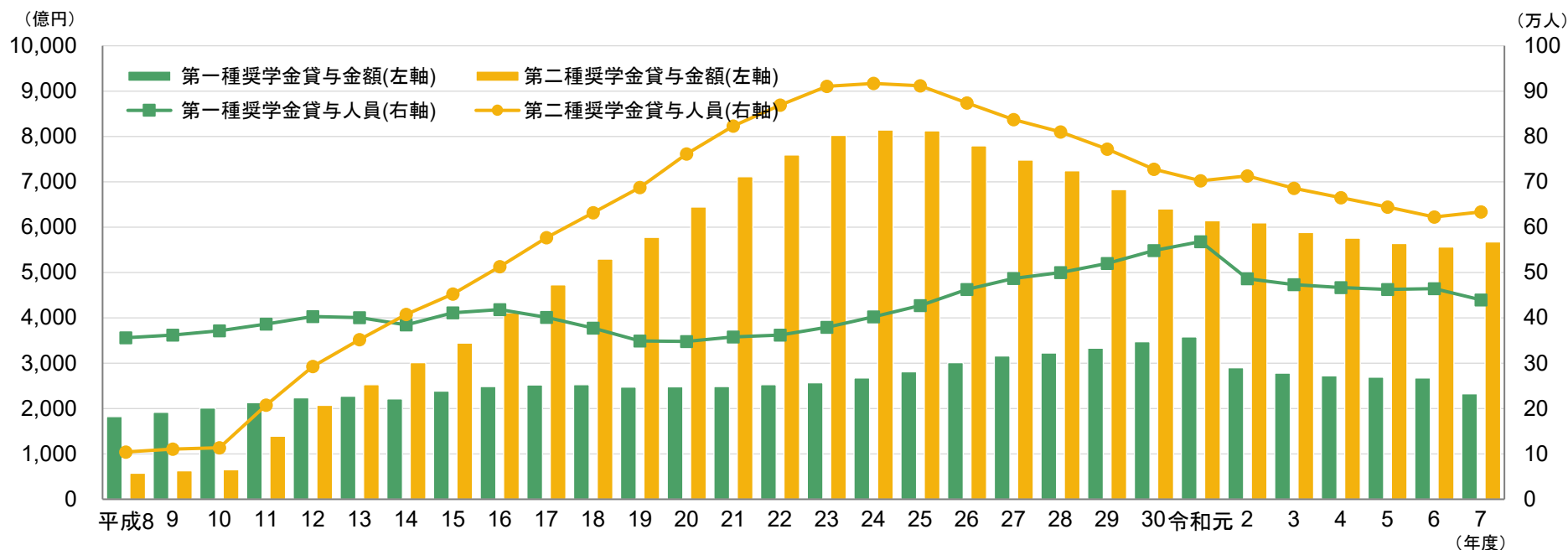
貸与奨学金の推移

- 意欲と能力のある学生が、経済的事由により修学を断念することがないように、貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与を確実に実施することとしています。

令和8年度の予算規模（（ ）内は令和7年度）

	貸与人員	貸与金額
第一種	47.9万人（48.1万人）	2,599億円（2,805億円）
第二種	68.4万人（65.3万人）	6,316億円（5,854億円）
計	116.2万人（113.4万人）	8,914億円（8,660億円）

年度別奨学金貸与金額及び人数

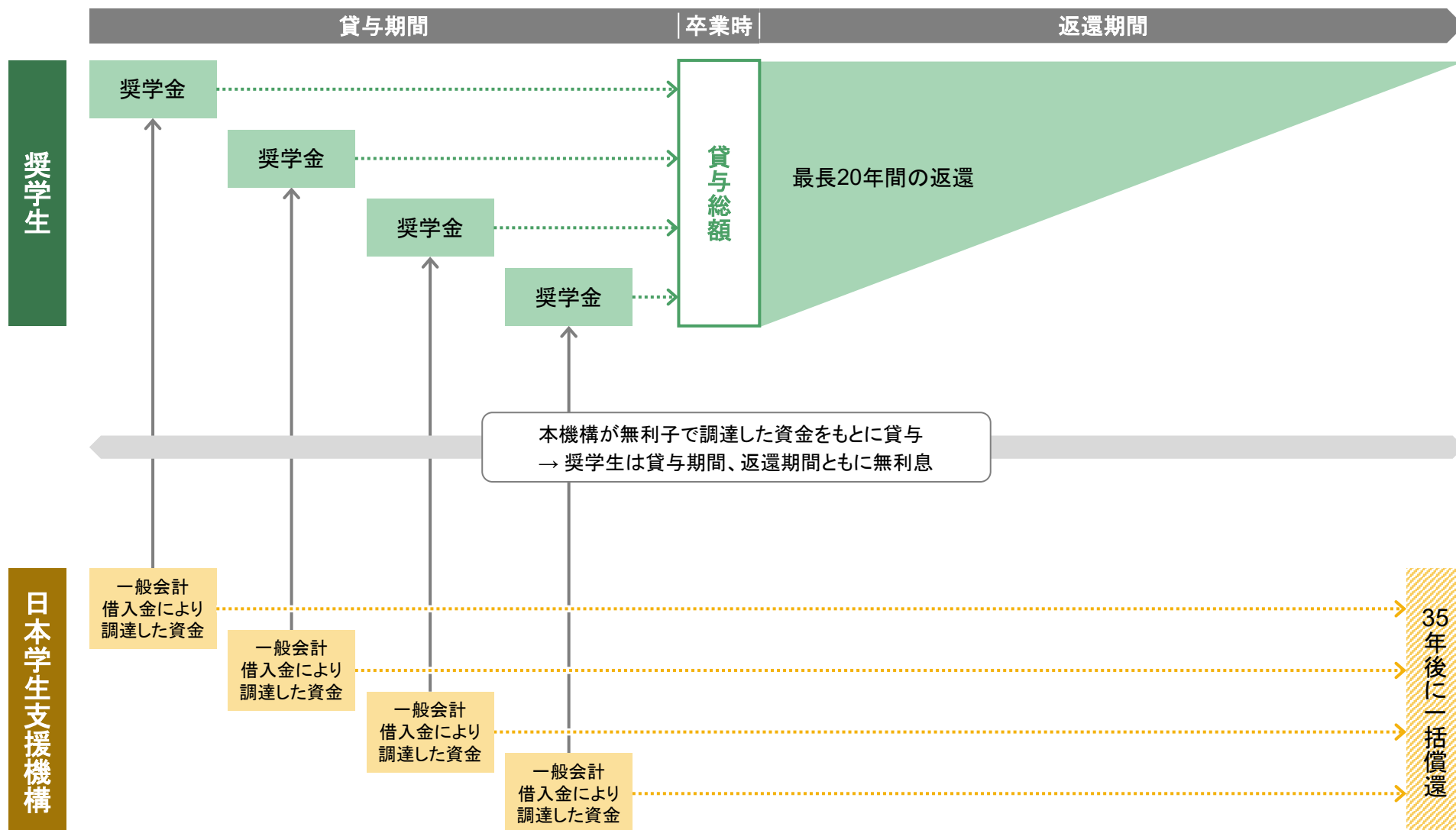


本機構（旧日本育英会を含む）の奨学金貸与事業では、事業開始（昭和18年）以来、**83年間で約1,591万人**に対して、奨学金を貸与（**累計額約26兆円**）しています。

第一種奨学金の資金調達・貸与・返還及び利率

(財政融資資金活用分を除く)

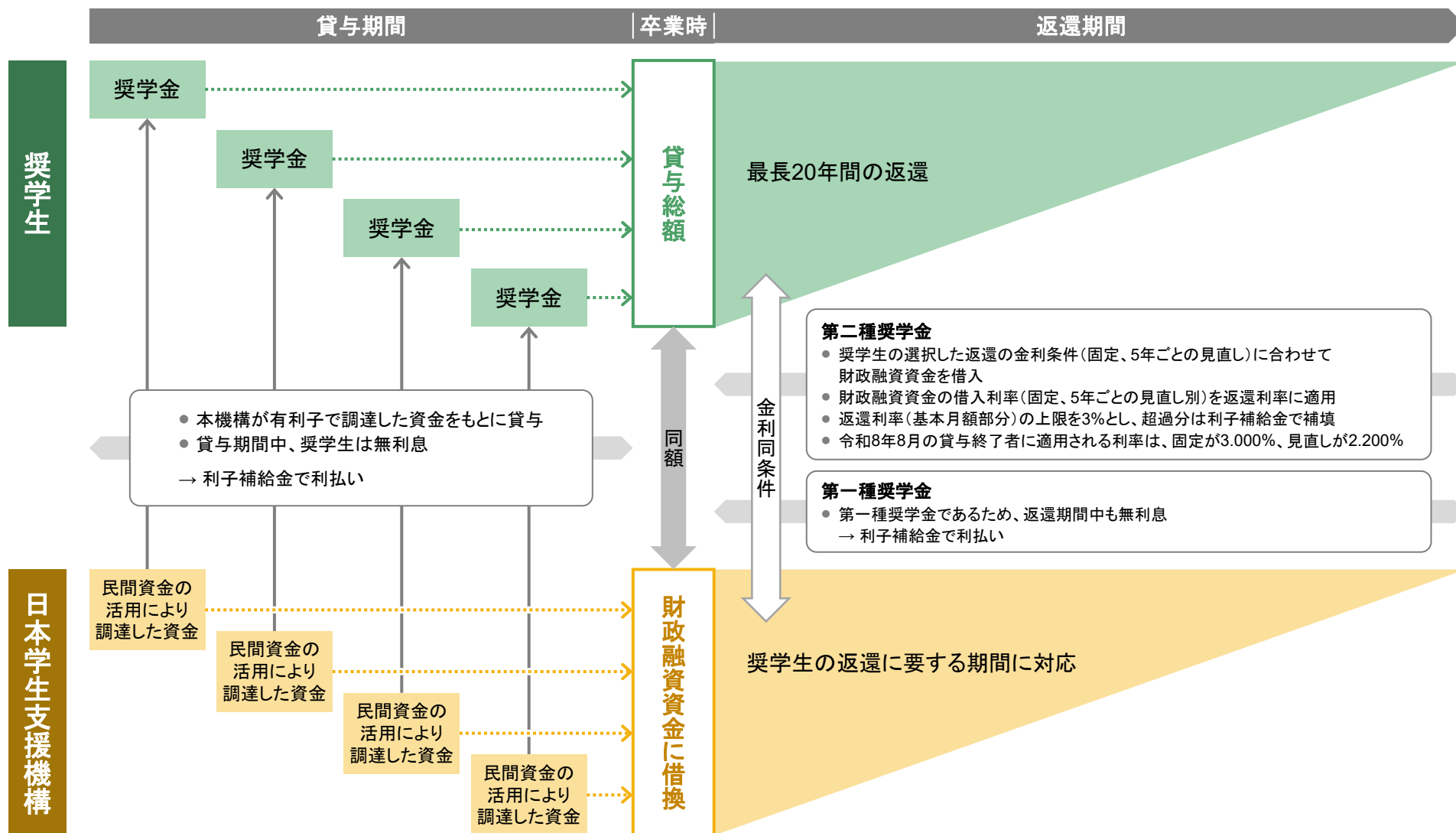
資金の流れ



第二種奨学金の資金調達・貸与・返還及び利率

(第一種奨学金の財政融資資金活用分を含む)

資金の流れ



※ 民間資金(債券発行及び借入金)の活用により調達した資金は、在学中資金に充当

貸与奨学金の業務に係る国からの財源措置

- 機構法第23条において、政府は毎年度予算の範囲内において、本機構に対し、学資の貸与に係る業務に要する費用の一部を利子補給金や国庫補助金といった形で補助することができるとされています。

利子補給金

- 第一種奨学金(財政融資資金活用分)については返還完了までの全期間、第二種奨学金については奨学金を貸与している期間及び返還期限を猶予している期間等は各々無利息としているため、金利負担が発生します。

また、第二種奨学金の貸与利率の上限は3%であるため、本機構の財政融資資金からの借入等の利率が3%を超える場合、貸与利率を超える部分について金利負担が発生します。

本機構は、こうした収支差を補うために、利子補給金を受け入れています。

国庫補助金

- 奨学生の死亡等による返還免除にかかる経費や、回収不能債権の償却等の財源として補助金を受け入れています。

運営費交付金

- 文部科学省・国立大学、留学生関係公益法人から承継した業務及び事業にかかる経費、人件費及び管理費は、国からの運営費交付金及び自己収入等で賄われております。

(単位: 億円)

年度	利子補給金	国庫補助金	運営費交付金
令和8年度 (予算)	90	2,091※	167

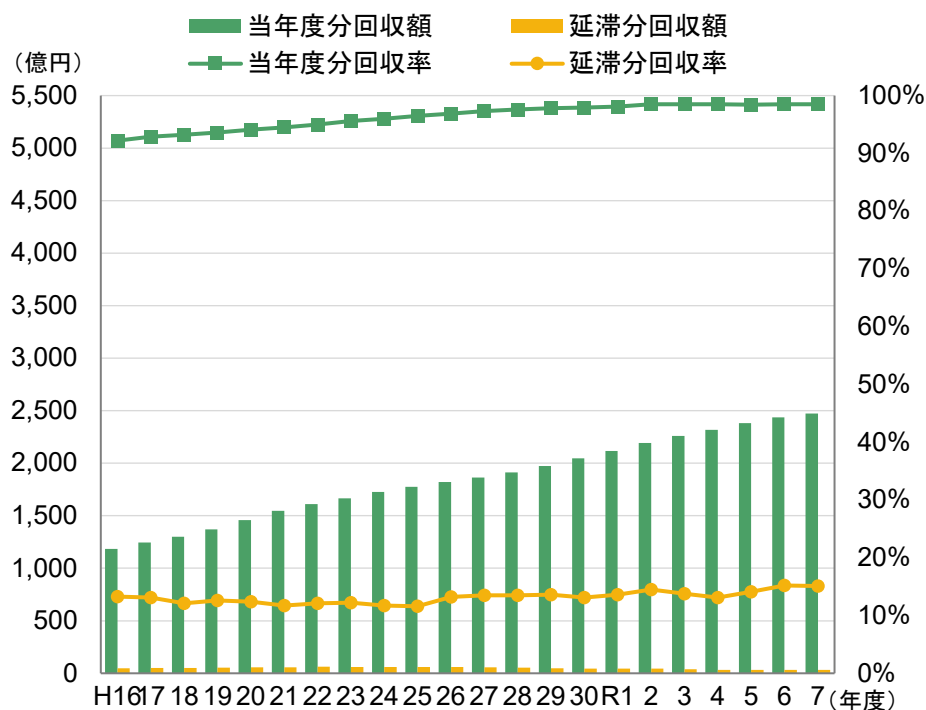
※ うち奨学金事業に係る補助金は1,994億円です(奨学金給付事業1,955億円、奨学金貸与事業39億円)。

返還金の回収状況・取り組み

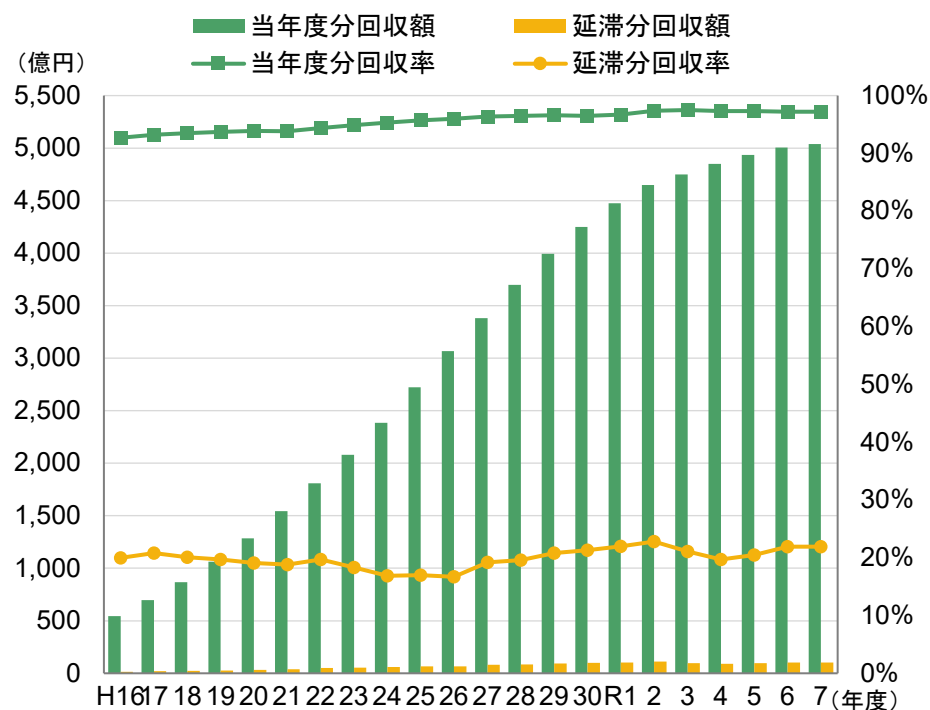
返還金の回収状況

- 令和7年度に返還期日が到来したものの回収率は、第一種奨学金が**98.5%**、第二種奨学金が**97.2%**となっています。
- 一方、延滞分(既に返還期日を過ぎたもの)では回収率が低迷していることから、返還期日が到来した年度(当年度)に、延滞させずに回収することが、重要であると考えています。
- 回収促進策として、以下の施策を行っています。
 - 口座振替(リレー口座)への原則全員加入
 - コールセンターでの相談体制の強化
 - 債権回収会社(サービサー)による督促架電及び回収の委託
 - 法的措置の強化
 - 個人信用情報機関の活用

第一種奨学金



第二種奨学金



貸付債権の状況

要返還債権(貸付債権の総額から現在貸与中の奨学生及び返還免除予定者に係る債権を除いたもの)の状況

- 令和7年度末の貸付債権の残高は、第一種奨学金および第二種奨学金合算で9兆1,480億円(第一種奨学金2兆7,755億円、第二種奨学金6兆3,725億円)となり、このうち要返還債権額は7兆3,745億円(第一種奨学金2兆2,207億円、第二種奨学金5兆1,538億円)となっております。
- この要返還債権額をベースとしますと、令和7年度末における延滞3ヵ月以上の延滞債権額は、2,035億円(要返還債権額に対して2.8%)となっており、このうち6ヵ月以上の延滞債権額は、1,501億円(同2.0%)となっています。なお、令和7年度末における民間金融機関の基準に準じたりスク管理債権額は、5,958億円(第一種奨学金1,396億円、第二種奨学金4,562億円)です。

(単位:億円)	第一種奨学金					第二種奨学金					全体				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総貸付残高(A)	29,034	28,840	28,609	28,353	27,755	66,322	65,772	65,092	64,371	63,725	95,356	94,613	93,701	92,724	91,480
要返還債権(B)	22,031	22,447	22,574	22,444	22,207	53,525	53,140	52,709	52,275	51,538	75,556	75,587	75,283	74,719	73,745
3ヵ月以上延滞債権(C)	512	509	511	480	473	1,505	1,553	1,602	1,566	1,562	2,017	2,062	2,113	2,046	2,035
総貸付残高に対する3ヵ月以上延滞債権比率(C/A)	1.8%	1.8%	1.8%	1.7%	1.7%	2.3%	2.4%	2.5%	2.4%	2.5%	2.1%	2.2%	2.3%	2.2%	2.2%
要返還債権に対する3ヵ月以上延滞債権比率(C/B)	2.3%	2.3%	2.3%	2.1%	2.1%	2.8%	2.9%	3.0%	3.0%	3.0%	2.7%	2.7%	2.8%	2.7%	2.8%

リスク管理債権等の状況

- 本機構は、民間金融機関の基準に準じて、リスク管理債権を算出しています。
- 本機構は、経済的理由により修学が困難な者に対して、本人の支払能力を要件とせず奨学金の貸与を行っております。このリスク管理債権についても、返還指導を行いつつ、本人及び連帯保証人へ継続的に督促を行うことにより回収が見込まれるものもあることから、記載した残高のすべてが回収不能となるわけではありません。

(単位: 億円)

区分		第一種奨学金		第二種奨学金		合計	
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
破綻先債権額	(A)	76	80	246	259	322	339
延滞債権額	(B)	418	405	1,255	1,252	1,673	1,657
3ヵ月以上延滞債権額	(C)	97	98	399	394	497	491
小計(延滞債権額)	(D) = (A) + (B) + (C)	591	582	1,900	1,905	2,491	2,487
比率	(D) / (G) × 100	2.1	2.1	3.0	3.0	2.7	2.7
貸出条件緩和債権額	(E)	829	813	2,642	2,657	3,471	3,471
合計	(F) = (D) + (E)	1,420	1,396	4,542	4,562	5,962	5,958
比率	(F) / (G) × 100	5.0	5.0	7.1	7.2	6.4	6.5
総貸付残高	(G)	28,353	27,755	64,371	63,725	92,724	91,480

(注) 「貸出条件緩和債権額」は、独立行政法人日本学生支援機構法第15条第2項の規定により、国の教育施策の一環として、災害、傷病、生活保護及び経済困難等の事由等により返還期限猶予等となっている債権です。

なお、返還期限を猶予している債権には、上記のほか、本人が学校に在学している等の理由により返還期限を猶予している在学中等猶予債権が令和7年度末で2,573億円(第一種780億円、第二種1,792億円)あります。

奨学金の返還に関する各種制度

減額返還制度

(月々の約束した金額の返還は困難であるが、減額すれば返還できる場合)

- 災害、傷病、その他経済的理由により奨学金の返還が困難な方の中で、月々の約定金額を減額すれば返還可能である方※を対象として、一定期間、割賦金を3分の2、2分の1、3分の1又は4分の1に減額し、減額返還適用期間に応じて、返還期間を延長する制度です。

減額 返還制度の 適用期間

減額返還制度を適用できる期間は最長15年

※ 平成29年度以降採用者の第一種奨学金「所得連動返還方式」を除く

返還期限猶予制度

(現在の返還が困難であるため、一定期間返還を待ってほしい場合)

- 災害、傷病、経済困難、失業、生活保護受給中などの返還困難な事情が生じた場合に、願出により返還期限を猶予する制度です。

返還期限 猶予制度の 適用期間

返還期限猶予制度を適用できる期間は通算10年
(一部事由により制限なし)

延滞者への 返還期限猶予 の適用

延滞者であっても、傷病、生活保護受給中等、真に返還が困難な場合は、延滞分を据え置き、猶予申請月より返還期限猶予を適用

返還免除制度

- 死亡、精神・身体の障害によって返還ができなくなった場合に、願出により返還を免除する制度です。
このほかに、大学院で受けた第一種奨学金については、「特に優れた業績による返還免除制度」を設けています。

奨学金の利用にあたっての情報提供

- 奨学金の利用を考えている高校生・大学生等を対象に、進学又は修学するために必要な経済的負担についての不安を軽減し、安心して奨学金を利用するための情報を提供しています。

スカラーシップ・アドバイザー派遣事業

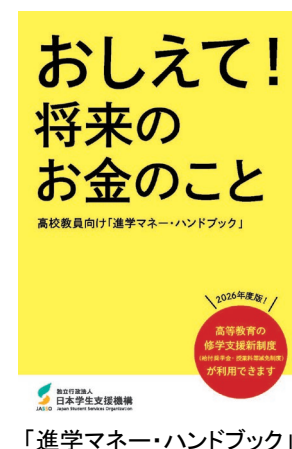
- JASSOの研修を修了し、「スカラーシップ・アドバイザー」の認定を受けたファイナンシャルプランナーを希望する学校等に派遣し、奨学金制度について説明するとともに、進学・修学のための資金計画の説明・助言等を行う事業です。
事業を開始した平成29年度以降、全国の高等学校等に、3,562件の派遣実績があります。(令和8年1月末現在)

※ オンライン版ガイダンス(オンデマンド型の音声説明付資料)の配信も実施しております。

対象者		大学等への進学を考えている、高校生やその保護者 等
派遣先 (例)	高等学校、高等課程を置く専修学校等	「総合的な学習の時間」、進学説明会、保護者会 等
	大学、専門課程を置く専修学校等	在学する学生向けの資金計画説明会 高校生等向けの学校説明会 オープンキャンパス 等
	教育委員会、PTA等	各教育委員会の進学説明会、PTAセミナー 等
	児童養護施設、社会福祉協議会等	児童養護施設等での進学を希望する在所者向け行事、社会福祉協議会主催の進学のための教育資金の説明会 等

進学後の資金に関する情報提供

進学マネー・ハンドブック	高等学校等の教員を対象に、生徒や保護者等に対して、大学等への進学のためのマネープランに関してアドバイスができるよう、必要な情報をまとめた冊子を作成
進学資金シミュレーター	進学のための資金計画を試算することで、進学後に必要な資金を把握することが可能なシミュレーター
奨学金貸与・返還シミュレーション	奨学金の貸与額や将来の返還額等を試算することで、奨学金を申込み前に必要な貸与額を確認することが可能なシミュレーター



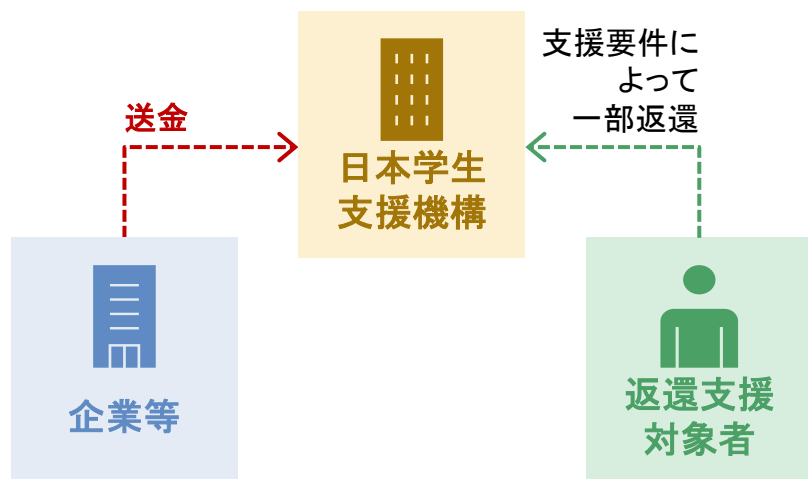
「進学マネー・ハンドブック」

企業等の奨学金返還支援(代理返還)への対応

- 将来、各企業等の担い手となる奨学金返還者を応援するための取組として、従業員の奨学金返還残額を、企業等が本機構へ直接送金する制度です。
- 本機構の貸与奨学金(第一種奨学金・第二種奨学金)を受けていた従業員(返還支援対象者)に対し、企業等が返還残額の一部又は全額を支援するものです。

奨学金返還支援(代理返還)

企業等 ⇒ 本機構への直接送金が可能



- 4,852社が本制度を利用(令和8年3月末現在)

- 本制度の概要やお問い合わせ先

<https://dairihenkan.jasso.go.jp/>



- 本制度を利用している又は利用予定の企業等名及び返還支援要件等の情報

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kigyoshien/index.html>

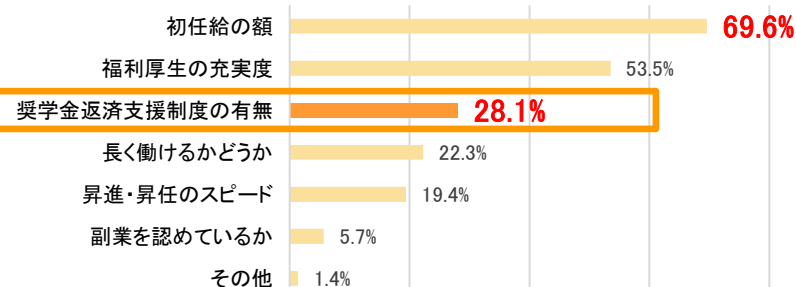


奨学金返還支援(代理返還)制度のポイント

1. 「若手人材」へアプローチ
2. 「人材の定着」で離職率低減
3. 経費の一部としての「課税優遇」
4. 企業等の「イメージ向上」

人材確保

奨学金の返済があることで注目した企業のポイントのうち、 28.1%が奨学金返還支援制度の有無に注目



出所: マイナビ「2026年卒 大学生キャリア意向調査6月＜奨学金について＞」

日本学生支援債券の概要

社会的役割・信用力及び商品性

- 1 日本国憲法第26条【**教育を受ける権利**】、教育基本法第4条【**教育の機会均等**】を担う機関
- 2 日本の教育政策を支える奨学金貸与事業
(日本学生支援債券で調達した資金は、**第二種奨学金の在学中資金に充当**)
- 3 日本学生支援債券は**ソーシャルボンド**として**発行を継続**

社会的役割・信用力

- 次代の社会を担う人材の育成
- 社会情勢に応じて高まる教育の機会均等へのニーズ
- 国の財政面などの強力なサポート

商品性

- **2年債・四半期定例発行**
- **一般担保付**
- BISリスクウェイト**10%**
- **日銀適格担保要件の充足**
- 高格付
 - **AA+(R&I) AAA(JCR)**
- **ソーシャルボンド**
 - **セカンドオピニオンを取得(JCR)**

ソーシャルファイナンス・フレームワーク(概要)

- 本機構は、ICMA(International Capital Market Association／国際資本市場協会)が定める**ソーシャルボンド原則**、LMA(Loan Market Association／ローン・マーケット・アソシエーション)等が定める**ソーシャルローン原則**及び金融庁の**ソーシャルボンドガイドライン**に基づき、**ソーシャルファイナンス・フレームワーク**を策定しました。
- 本フレームワークについて、ICMA等が定義するソーシャルボンド原則等に適合する旨、**日本格付研究所(JCR)から、セカンドオピニオンを取得**しています。

※ソーシャルファイナンス・フレームワーク及びセカンドオピニオンについては、本機構HP(<https://www.jasso.go.jp/about/ir/saiken/socialbond.html>)に掲載しています。

1 資金の使途

- 第二種奨学金の在学中資金に充当
- 国連の持続可能な開発目標(SDGs)の目標4.「すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。」の達成に貢献

2 プロジェクトの評価と選定のプロセス

- 奨学生の採用は、業務方法書の規定に基づき、総合的に判断
- 第二種奨学金は、原則として、基準を満たす申請者全員に対して貸与

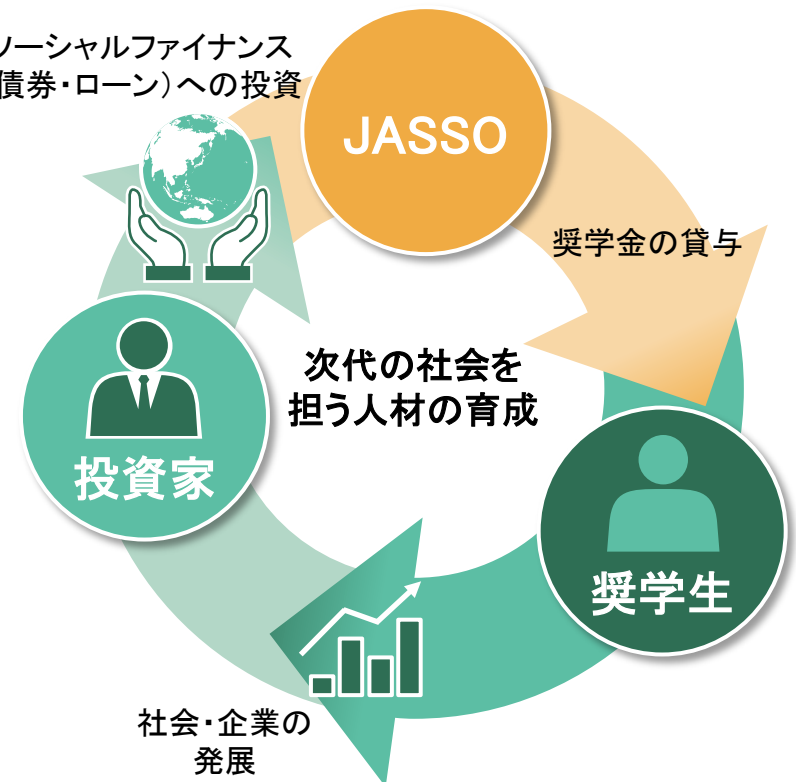
3 調達資金の管理

- 調達額全額が充当され、未充当資金が生じることはないスキーム

4 レポーティング

- 毎事業年度、業務実績等報告書・財務諸表等を作成し公表

ソーシャルファイナンス
(債券・ローン)への投資



ソーシャルボンドとして発行する目的及び特徴

発行の目的

- 1 投資家の裾野拡大と中長期的な視点での安定調達の実現
- 2 より多くの方々に、本機構の社会的課題への取り組みや貢献について理解いただくこと
- 3 ソーシャルボンドの発行を通じて、SDGsに対する貢献を更に深めること

JASSOソーシャルボンドの3点の特徴

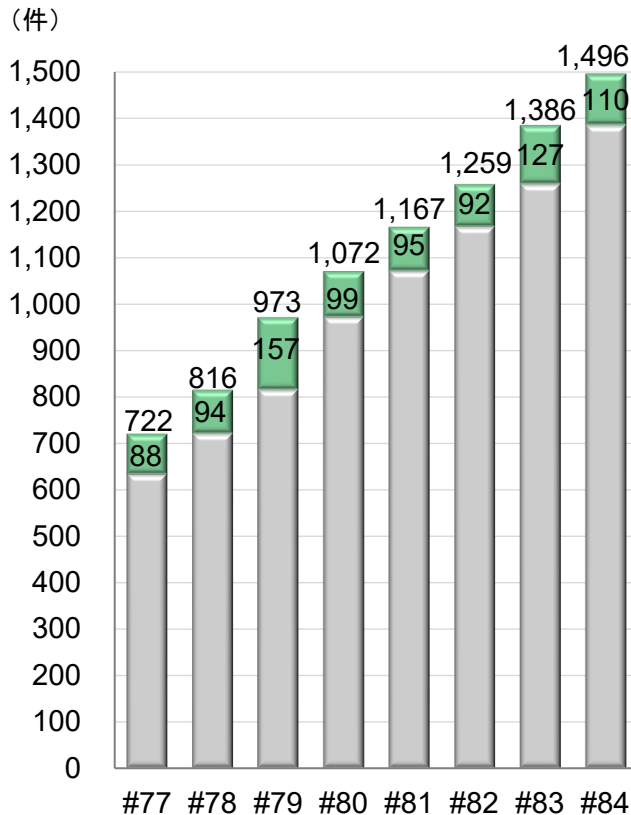
- 1 **SDGsの目標4.「質の高い教育をみんなに」に貢献**
 - 国内債券市場において、教育関連のソーシャルボンドの発行事例は限定的
- 2 **ESG評価機関からセカンドオピニオンを取得**
 - ソーシャルファイナンス・フレームワークについて、日本格付研究所(JCR)のセカンドオピニオンを取得
- 3 **ソーシャルボンドを四半期定例的に発行**
 - 国内債券市場では希少な2年債を継続発行
 - ソーシャルボンドの発行実績は9,900億円に上る

奨学金、留学生支援、学生生活支援の3つの支援事業を通じて、
学生の学びを支える重要なインフラを提供する学生支援のナショナルセンターとして、
次代の社会を担う人材の育成に貢献

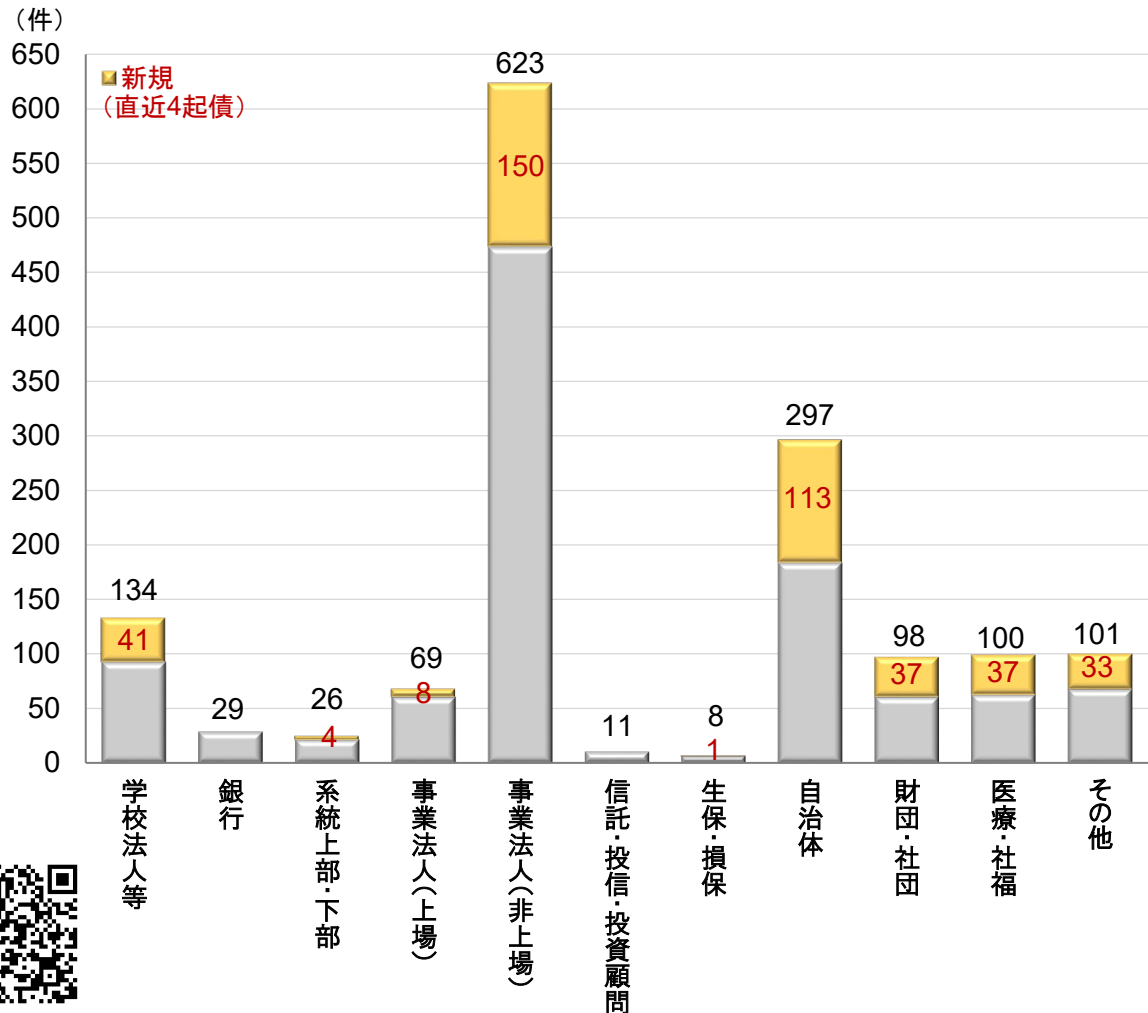
日本学生支援債券への投資表明件数推移

- ソーシャルボンド初回発行の第52回債（平成30年9月発行）以降、投資表明件数は増加して推移

直近2年間の件数の推移



業態別件数



投資表明投資家一覧は、本機構HPに掲載しています。
<https://www.jasso.go.jp/about/ir/toushika/toushihyoumei.html>



発行予定及び発行実績

- 令和8年度も、2年債を6月、9月、11月、2月に発行
- 直近の起債である令和8年9月債の利率は、**1.689%**

令和8年度の発行

発行日	6月9日	9月9日	11月9日	2月8日	年総額
令和8年度	2Y 300億円	2Y 300億円	2Y 300億円	2Y 300億円	1,200億円

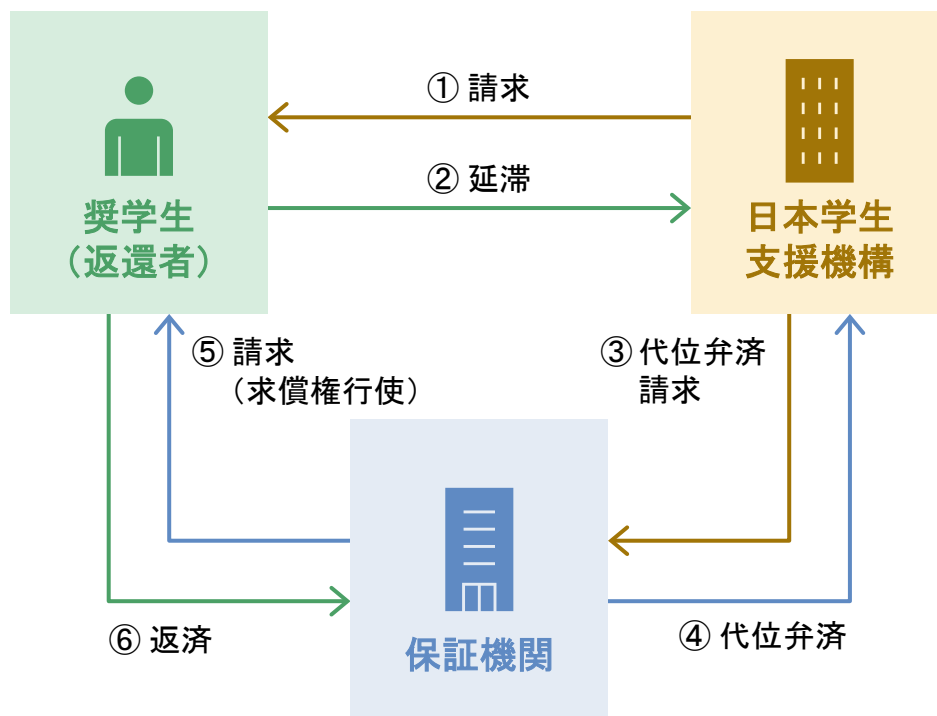
直近2年間の発行実績

回号	条件 決定日	年限	発行額 (億円)	発行日	初回 利払日	償還日	利率 (%)	発行価格 (円)	ローンチ・ スプレッド (カーブ換算)
第77回	R6.10.23	2	300	R6.11.7	R7.5.20	R8.11.20	0.538	100	C+10bp
第78回	R7.1.16	2	300	R7.2.6	R7.8.20	R9.2.19	0.742	100	C+7bp
第79回	R7.5.21	2	300	R7.6.9	R7.12.20	R9.6.18	0.781	100	C+4bp
第80回	R7.8.20	2	300	R7.9.9	R8.3.20	R9.9.17	0.870	100	C+2.5bp
第81回	R7.10.22	2	300	R7.11.7	R8.5.20	R9.11.19	0.944	100	C+2.0bp
第82回	R8.1.15	2	300	R8.2.6	R8.8.20	R10.2.18	1.186	100	C+1.5bp
第83回	R8.5.21	2	300	R8.6.9	R8.12.20	R10.6.20	1.469	100	C+1.0bp
第84回	R8.8.20	2	300	R8.9.9	R9.3.20	R10.9.20	1.689	100	C+1.0bp

参考資料

- 本機構の設立に伴い、学生の自立を支援する観点から、それまでの連帯保証人及び保証人の人的保証制度に加えて、機関保証制度が導入されました。これにより、平成16年度新規奨学生から人的保証と機関保証のいずれかを選択できるようになりました。
- 機関保証業務は、公益財団法人日本国際教育支援協会が行っています。
- 海外留学のための第二種奨学金の貸与については、人的保証と機関保証の二つの保証を付すこととされています。

返還を延滞した場合

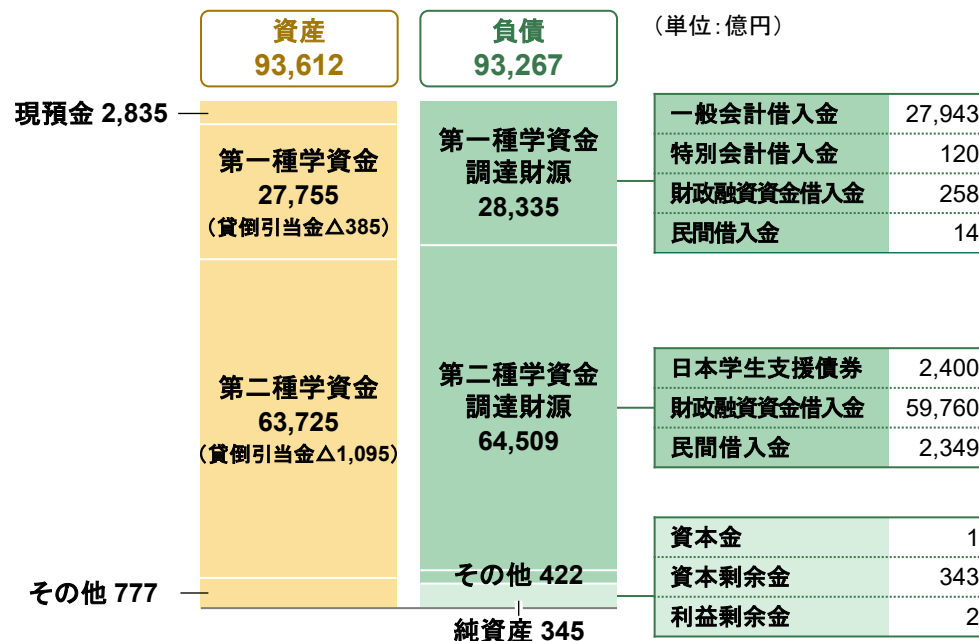


- 奨学生(返還者)が指定された期日までに返還できなくなってから、一定期間の督促後、本機構の請求に基づき保証機関が奨学生(返還者)に代わって残額を一括返済します。
➡ 代位弁済
- 保証機関が返済した後は、保証機関より奨学生(返還者)に、その分の返済を請求します。
➡ 求償権行使

令和7年度決算概要

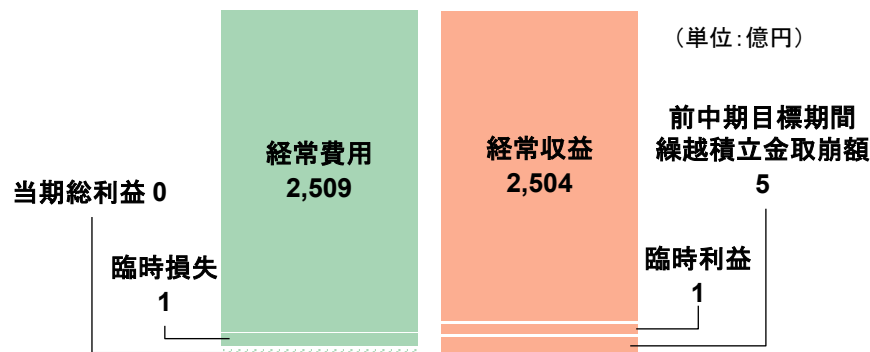
貸借対照表

(単位: 億円)	令和7年度
流動資産	92,831
固定資産	781
資産合計	93,612
流動負債	10,927
固定負債	82,340
(負債合計)	93,267
資本金	1
資本剰余金	343
利益剰余金	2
(純資産合計)	345
負債・純資産合計	93,612



損益計算書

(単位: 億円)	令和7年度
経常費用	2,509
経常収益	2,504
(経常損失)	5
臨時損失	1
臨時利益	1
当期純損失	5
前中期目標期間繰越積立金取崩額	5
当期総利益	0



- 本資料は、投資家の皆さまへの情報提供のみを目的としたものであり、債券の募集、売出し、販売などの勧誘を目的としたものではありません。
- 債券のご投資判断にあたりましては、当該債券の発行にあたり作成された債券内容説明書など、入手可能な直近の情報を必ずご確認ください、皆さまご自身の責任でご判断くださいますようお願い申し上げます。

シンボルマーク



グリーン色の部分は、若者が可能性をひらくすがたを“翼”のかたちであらわしています。

オレンジ色の部分は、若者たちを支援する日本学生支援機構の役割を“掌”のかたちであらわしています。

この2つの図形が合体し、アルファベットの“S”をかたちづくっています。

“S”はStudent Services の頭文字を意味しています。

翼のグリーン色は、若者たちが成長していくすこやかさを、掌のオレンジ色は、若者たちを見守る日本学生支援機構の理念と活動の姿勢をあらわしています。

お問い合わせ先

独立行政法人日本学生支援機構 財務部資金管理課

TEL: 03-6743-6024 (ダイヤルイン) FAX: 03-6743-6665

投資家の皆さま向けのホームページもございます

<https://www.jasso.go.jp/about/ir/index.html>

JASSO IR情報



検索

